

# あさぎり町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

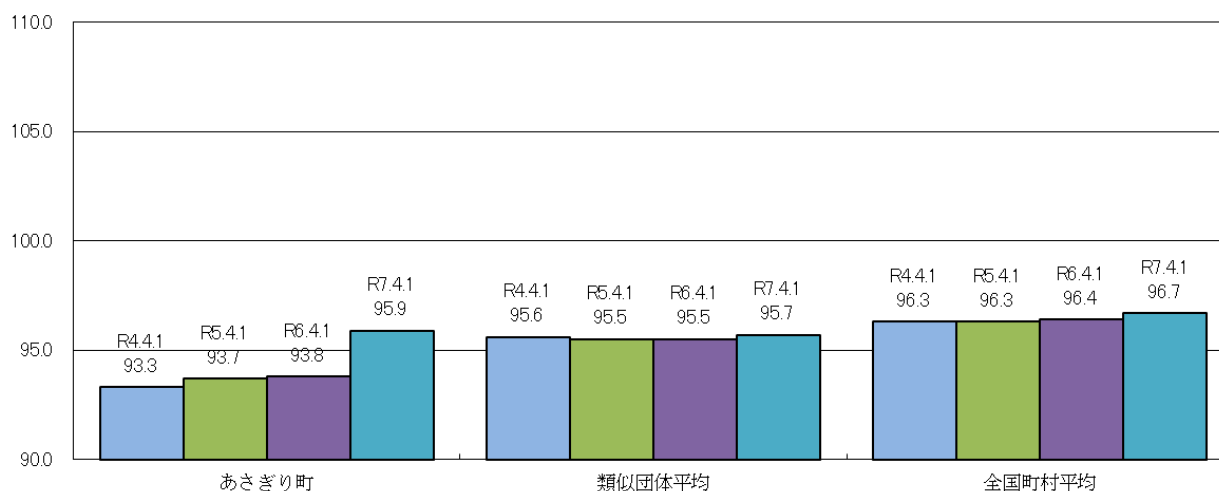
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度 人件費率
令和 6年度	人 14,056	千円 13,355,720	千円 814,819	千円 1,712,192	% 12.8	% 12.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 160	千円 604,697	千円 38,372	千円 254,688	千円 897,757	千円 5,611	千円 5,750

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日ラスパイレース指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

令和4年度以降、総務省人材派遣により国家公務員を受け入れており、該当経験年数においてラス寄与率の増加につながっている。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）

【記入例2】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

##### ② 地域手当の見直し

国基準に対し、あさぎり町の支給割合は0%。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0 %	0 %	0 %
△△市の支給割合	0 %	0 %	0 %

##### ③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

#### (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
あさぎり町	44.8 歳	331,941 円	364,320 円	347,093 円
熊本県	42.3 歳	329,304 円	420,139 円	372,087 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	315,481 円	361,578 円	341,173 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		あさぎり町	熊本県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	239,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	207,900 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	—	192,500 円	—
	中 学 卒	—	185,700 円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

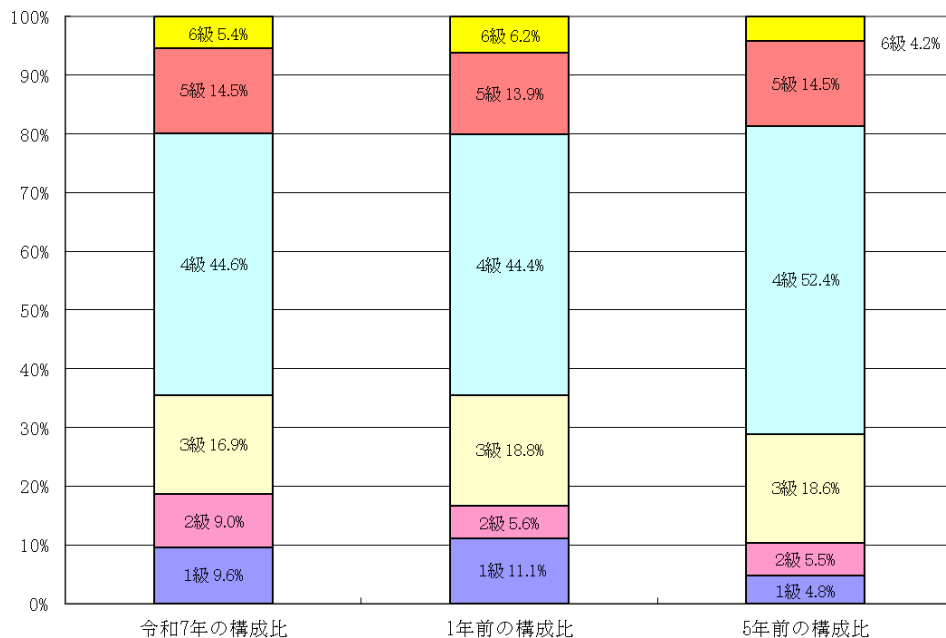
区 分		経験年数 10年	経験年数 20年	経験年数 25年	経験年数 30年
一般行政職	大 学 卒	—	—	379,600 円	386,800 円
	高 校 卒	—	320,400 円	380,543 円	386,685 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

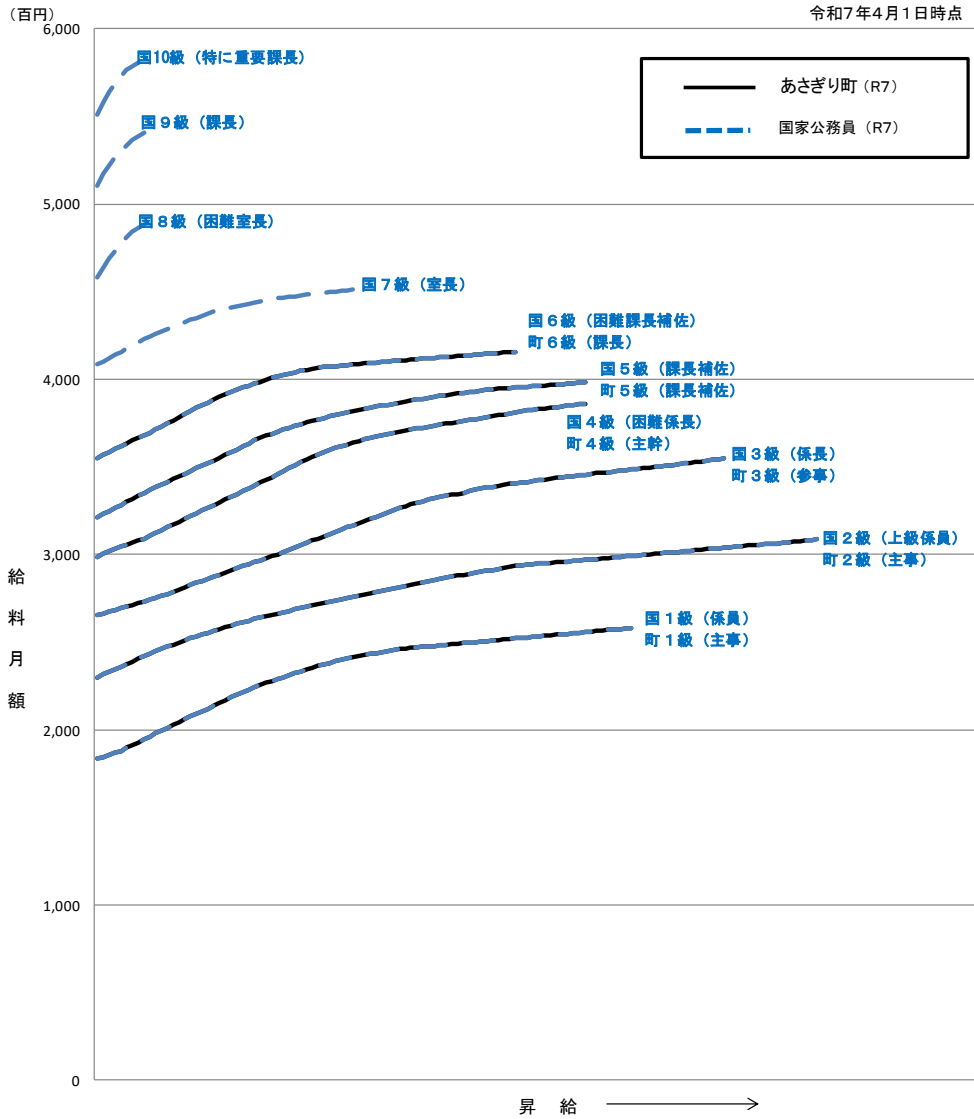
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師の職務	16人	9.6%	183,500円	258,100円
2級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	15人	9.0%	230,000円	308,500円
3級	参事の職務	28人	16.9%	265,300円	354,700円
4級	課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務（5級及び6級に掲げる職務を除く。）並びに主幹の職務	74人	44.6%	298,800円	386,100円
5級	相当の経験を有する課長、室長、局長、審議員、支所長及び課長補佐の職務（6級に掲げる職務を除く。）	24人	14.5%	321,300円	398,200円
6級	総務課長の職務及びその職務内容及びその同程度のものとして規則で定める職務	9人	5.4%	355,200円	415,700円

- (注) 1 あさぎり町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年1月		令和9年1月	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

あさぎり町	熊本県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,629 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,860 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和9年6月		令和9年6月	

##### (2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

あさぎり町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66 月分	24.58 月分	勤続20年	19.66 月分	24.58 月分
勤続25年	28.03 月分	33.27 月分	勤続25年	28.03 月分	33.27 月分
勤続35年	34.73 月分	47.70 月分	勤続35年	39.75 月分	47.70 月分
最高限度	47.70		最高限度	47.70 月分	47.70 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算 （退職時特別昇給 なし）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1人当たり平均支給額	自己都合 70 千円	応募認定・定年 20,511 千円	—		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

### (3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		669 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		669 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

### (4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		420 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		60,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		3.9 %		
手当の種類 (手当数)		2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
感染症等防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	0 千円	日額 500円
救護施設しらがね寮勤務手当	救護施設に勤務する職員	救護施設における介護業務に従事したとき	420 千円	月額 5,000円

### (5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	17,505 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	122 千円
支給実績 (令和5年度決算)	23,515 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	160 千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む

### (6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・ 22歳までの子 11,500円 ・ 配偶者 3,000円 ・ 父母等 6,500円 (15~22歳の子には5,000円の加算)	一部異なる	子の支給額	22,908 千円	266,372 円

住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額を支給 ・上限27,000円	一部異なる	上限額	7,410 千円	264,643 円
通勤手当	・交通用具を利用している職員に対して、距離に応じて2,000円から38,700円を支給 ・交通機関を利用する職員に対し、150,000円を上限として支給	同	—	4,599 千円	39,308 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。総務課長41,000円、課長・局長34,000円、審議員25,000円、課長補佐（町長が定めるものに限る。）21,000円	同	—	7,200 千円	423,529 円
単身赴任手当	異動に伴い転居し、やむを得ず同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対し30,000円を基本額とし距離に応じて8,000円から70,000円を加算して支給	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対し、4,700円を支給。ただし、救護施設における宿日直勤務については7,050円を支給。	一部異なる	救護施設における支給額	3,455 千円	143,958 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	787,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 900,000 円 / 639,000 円
	副町長	605,000 円	720,000 円 / 550,000 円
報 酬	議 長	316,000 円	340,000 円 / 252,000 円
	副 議 長	261,000 円	275,000 円 / 196,000 円
	議 員	237,000 円	250,000 円 / 174,000 円
期 末 手 当	町長・副町長	(令和6年度支給割合) 2.50 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.50 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 787,000円×在職年数×500/100	(1期の手当額) 15,740,000円 (支給時期) 任期毎
	副町長	605,000円×在職年数×290/100	7,018,000円 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

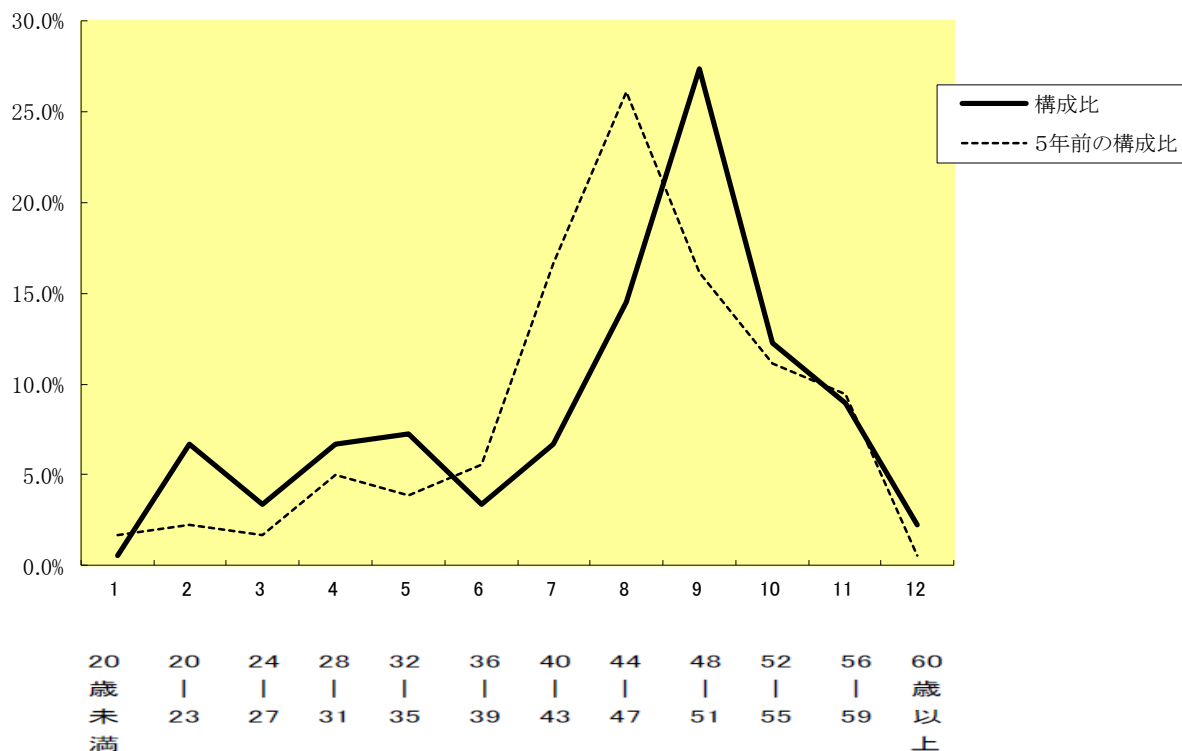
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	・異動による補充なし  ・異動による補充なし ・重層支援及び子ども家庭センターの体制強化
		総務	43	43	0	
		税務	11	11	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	17	18	▲1	
商工		8	8	0		
土木		9	10	▲1		
民生		35	33	2		
衛生		18	18	0		
	計	144	144	0	<参考> 人口1万当たり職員数 103.69人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 111.20人)	
	教育	16	16	0		
	小 計	16	16	0	<参考> 人口1万当たり職員数 115.22人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 133.52人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0		
	下 水 道	4	4	0		
	そ の 他	9	9	0		
	小 計	19	19	0		
合 計		179 [220]	179 [220]	0 [ 0 ]	<参考> 人口1万当たり職員数 124.84人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



20歳未満	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	
	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59			
職員数	4人	9人	8人	8人	12人	11人	12人	28人	44人	24人	16人	3人	179人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	過去5年間の増減数(率)
一般行政	145	148	145	147	144	144	▲1(▲0.7%)
教育	17	17	16	16	16	16	▲1(▲5.9%)
普通会計 計	162	165	161	163	160	160	▲2(▲1.2%)
公営企業等会計 計	18	17	19	19	19	19	1(5.6%)
総合計	180	182	180	182	179	179	▲1(▲0.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 377,342	千円 16,723	千円 26,643	% 7.1	% 6.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 6年度	人 6	千円 14,396	千円 1,661	千円 6,407	千円 22,464	千円 3,744	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	38.5歳	307,250円	334,959円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町（水道事業）		あさぎり町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度）		1人当たり平均支給額（令和6年度）	
1,069 千円		1,629 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.50 月分	2.10 月分	2.50 月分	2.10 月分
(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分	(-) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～10%		役職加算 5～10%	

- (注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

あさぎり町（水道事業）			あさぎり町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66月分	24.58月分	勤続20年	19.66月分	24.58月分
勤続25年	28.03月分	33.27月分	勤続25年	28.03月分	33.27月分
勤続35年	34.73月分	40.80月分	勤続35年	34.73月分	40.80月分
最高限度	47.70月分	47.70月分	最高限度	47.70月分	47.70月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%	
（退職時特別昇給	なし）		（退職時特別昇給	なし）	
1人当たり平均支給額	-千円	-千円	1人当たり平均支給額	70千円	20,511千円

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の支給割合
東京都特別区	20%	0人	20%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	感染症又は家畜伝 染病の防疫に従事 する職員	感染症又は家畜 伝染病の防疫に 従事したとき	0千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	788千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	131千円
支給実績（令和5年度決算）	613千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	102千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・ 22歳までの子 11,500円 ・ 配偶者 3,000円 ・ 父母等 6,500円 (15～22歳の子には5,000円の加算)	一部異なる	子の支給額	588 千円	98,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額を支給 ・ 上限27,000円	一部異なる	上限額	221 千円	36,833 円
通勤手当	・ 交通用具を利用している職員に対して、距離に応じて2,000円から38,700円を支給 ・ 交通機関を利用する職員に対し、150,000円を上限として支給	同	—	64 千円	10,667 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	0 千円	0 円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 554,085	千円 91,273	千円 25,369	% 4.6	% 4.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考) 市町村平均
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
令和 6年度	人 4	千円 14,807	千円 796	千円 5,714	千円 21,317	千円 5,329	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### イ 特記事項

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	40.8歳	313,325円	344,386円
団体平均	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

あさぎり町（下水道事業）		あさぎり町（一般行政職）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,429 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,629 千円	
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (－) 月分 (－) 月分		(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (－) 月分 (－) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～10%	

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

あさぎり町（下水道事業）			あさぎり町（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66月分	24.58月分	勤続20年	19.66月分	24.58月分
勤続25年	28.03月分	33.27月分	勤続25年	28.03月分	33.27月分
勤続35年	34.73月分	40.80月分	勤続35年	34.73月分	40.80月分
最高限度	47.70月分	47.70月分	最高限度	47.70月分	47.70月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～45%	
(退職時特別昇給	なし)		(退職時特別昇給	なし)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	70千円	20,511千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。  
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の支給割合
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		0.0 %		
手当の種類（手当数）		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	感染症又は家畜伝 染病の防疫に従事 する職員	感染症又は家畜 伝染病の防疫に 従事したとき	0 千円	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	23 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	8 千円
支給実績（令和5年度決算）	79 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	20 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和6年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和6年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対し支給 ・ 22歳までの子 11,500円 ・ 配偶者 3,000円 ・ 父母等 6,500円 （15～22歳の子には5,000円の加算）	一部異なる	子の支給額	276 千円	69,000 円
住居手当	居住するために借り受けている職員に対し、家賃に応じた額を支給 ・ 上限27,000円	一部異なる	上限額	0 千円	0 円

通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通用具を利用している職員に対して、距離に応じて2,000円から38,700円を支給</li> <li>・ 交通機関を利用する職員に対し、150,000円を上限として支給</li> </ul>	同	—	90 千円	22,500 円
管理職手当	管理職にある職員に対し定額を支給。課長・局長34,000円、審議員25,000円	同	—	408 千円	408,000 円